

泉水国賠つうしん○大法廷報告号



安田好弘弁護士、唐木浩之裁判長。古橋雅夫・画

●「重ねてのお願いです。傍聴にきてください」と手紙をだしておきながら（あんまり遠方の方にはよい出さんかったけど）、報告がすっかり遅くなってしまいました。五月の二五日を開かれた第一六回口頭弁論から、なんと二ヶ月近くも。すみません。●二〇人席でなく、岐阜地裁でいちばん大きい七〇人席の法廷にする、と裁判所から連絡があつたのが五月一三日やつた。なんとか席を、仲間で半分以上……と必死の思いやつた。夏みたいな日差しの下、岐阜・愛知に加え、大阪・京都・滋賀・富山・石川・長野・静岡・神奈川・東京・千葉・茨城から、四一人もの仲間が岐阜地裁までかけつけてくれました（傍聴席には、他にマスクミー一人、開始と同時に入ってきた被告側二人）。●トンボ帰りの無理矢理の旅程とか、仕事を休んでまで来てくださって、ほんとうにうれしかったです。家は出たけどいきなり自転車にぶつけられて「しま病院かむ……」と残念そうに電話くれた丁さん。自分は行けないから……と、カンパやお手紙をくださった方たち。口頭から、泉水さんに気持ちを寄せている一人ひとりの思いで、大法廷は埋め尽くされていました。●泉水さんから——「二五日はまだ参集下さった多くの皆様方には、風さんかひじらぬ日々もよるしくお礼を申し上げて下さり。お願ひします。この機会に改めてお礼と挨拶をいたすべくは重々分つていてのですが、いま、如何せん感極まつてしまい言葉を筆にできません。」とありました。（風）

第一六回口頭弁論報告

まずは、原告団による裁判報告から――

* *

泉水さんとの面会が突然禁じられてから早いもので五年近くになります。国賠訴訟も一六回目を迎えました。

この日は、原告側の本人尋問が採用され舟橋寛延さん、戸平和夫さん二名の原告が、それぞれ三〇分をこえる証言を行いました。

まず原告戸平さんの尋問は、日本赤軍との関連を中心に実施されました。被告側は共に元日本赤軍メンバーである泉水さんと戸平さんの関係について、その危険性を指摘していました。

しかし、すでに日本赤軍は解散していて、特に組織だった活動をしているわけではありません。戸平さんとしては、かつての仲間である泉水さんを気遣い、いわば友人として、手紙のやりとりと差入れを行い、更には面会していたのです。事実に沿って淡々と語られる内容は説得力に富むものでした。

次に、原告舟橋さんに対しても、被告が強調しているのは、「仲介者」という役割です。

被告側は舟橋さんの役割を「仲介者」と規定し、獄中の泉水さんが彼を通じて不特定多数の未知の人々と連絡をもつ恐れがあると主張しています。

しかし、舟橋さんが担っていた役割はあくまで「調整役」でした。当時、一ヶ月の面会回数が三回に制限されていた泉水さんですので、複数の人がバラバラに刑務所を訪れますと、すでに規定回数に達している場合、会うことができません。そのような無駄足をふまないよう、舟橋さんは泉水さんの意向を組んで時間調整などをしていたに過ぎません。

本来であれば、面会希望者が刑務所に電話して、「今月の誰々さんの面会回数の枠は空いていますか?」と質問し、答えてもらえるのであれば不要な役割とも言えます。あえて言

えば、行政サービスの一部を代行していたとも言えるのです。

」のように戸平さん、舟橋さんは真摯に泉水さんと向き合ひ、交友関係を維持してきました。面会不許可の処分が不当なことは火を見るより明らかであります。

この日の法廷はいつもと違い傍聴席が七〇席もある大法廷でした。傍聴人の数は裁判の重要性を示す一つの目安になります。

当日は地元の東海地域だけでなく、関西、関東、北信越などから四十人を超える方が集まつて下さいました。裁判終了後の報告会にも多数の人数が残つて下さいましたし、また岐阜駅前での交流会も楽しいひと時でした。

傍聴にいらした皆さん、交通費も使い、丸一日の労力をかけ本当にありがとうございました。また恐縮いたします。このように分厚い応援を頂いているこの裁判、ぜひぜひ勝利をもぎとりたいと思います。

獄中と社会をつなぐ大切な交通権に風穴を開けるよう原

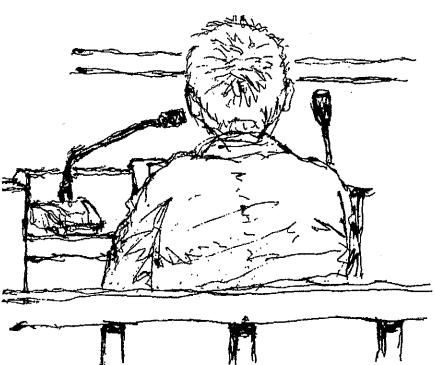
*

肝心の二人の尋問の中身やけど、いつもの「つうしん」でも收まりきらんくらい長い。後日裁判所から届いた謄写を打ち直して、「つうしん」なりに掲載する予定でいるけど、こでは一つだけ、泉水さんに関わることで印象に残つた戸平さんの証言を引く――

『合流した最初の頃、泉水さんは、「革命の名に

おいて殺しやたたき（強盗のこと）を正当化するっていうのはおかしい」とわれわれを批判し

ていきました。』



泉水国賠つうしん●大法廷報告号 2015.7.21

第17回口頭弁論(結審) 2015年8月6日(木) 14時 岐阜地方裁判所304号法廷

「農作業しているおじさん」という印象でし
た。……自分達の主觀と客観的な姿つていうのは全く違うものであるということを痛感しました。それはその後、私たちが現在解散に至る道筋の一つの過程になつたと思つます。』

『泉水さんは、何もなければ刑事犯としてとくに仮釈放されていただろうに、私たちが泉水さんを奪還して、また再び逮捕されるようなことになつて、結果として今度は「公安犯」犯という規定にされてしまった。現状では「公安犯」の無期刑というのはほぼ終身刑に当たります。初めから「出さない」と刑務所側とか検事側から告げられますから。本来であればもっと早く仮出所できたにもかかわらず、結局、わたしたちがそういう結果に導いてしまった。その責任というか、泉水さんを少しでも支援していきたいということから、文通や面会を始めました。』

*
ところでこの日、反対尋問のなかつた舟橋くんは、後日、こんなふうに言つてた。
「当日は風邪気味でやや頭がぼんやりしており、そのせいか予想したほどは緊張しなかつたのですが、やはり気疲れもあり、先週はしんどい一週間でした。」

「と言ふものの、被告側が『反対尋問はありません』と言つたとき、イスから転げ落ちそなほど、拍子抜けしました。それだけ構えていたのでしょうか。」

そりやそりや。被告国側は、なにを、どんなふうにきいてくるかわからん。裁判長をまえに、瞬時に、言いたい事を的確に証言できるか……。そのために安田好弘・山下幸夫両弁護士とほかの原告らと、何度も集まつたんやから。

安田弁護士の「戸平

さんはこんな人だとひと言で言えばどんな人のですか。」の問いに、舟橋くんがこんなふうにこたえてくるくださいがある。

「農作業しているおじさん」という印象でし



「トウハッセイ」と「武力革命」

枝葉の話になるけど、裁判所作成の本人尋問の記録を読んで、びっくりしたところがあつた。

いまや、「日本赤軍」なんていつても、その名前も知らん世代が司法の中核で仕事してる。当然といえば、当然や。でも、それがどういうことかといえば、たとえば——サウンドデモなんかで、機動隊が道路側・舗道側に加えて最後尾まで、隊列全体を囲むようにして規制するのを見たことがないやろか? 数年前、デモで不当逮捕された人の勾留理由開示公判に、そんなふうな規制の下に行なわれるデモが、デモ一般の形式と信じて疑わない裁判官が出てきたそや。弁護士があまりの無知をたしなめて、これについてはその場で改めたらしい。要するに、その勾留延長を許可した裁判官は、デモを見たことすらなかつたんや。

大法廷では、まんまるの目つきで、戸平さんに熱心に質問してた裁判官のひとりが、「武力革命」という言葉をつかった。よもや「警察白書」の数行の記載を、鵜呑み引用したような判決が読み上げられることだけはないはずや、と思いたい。原告らは、両弁護士と、論拠と具体的な内容を示すことに、この四年間、心血をそそいできたんやから。

【お知らせ】

- 二〇一五年八月六日(木)一四時、岐阜地方裁判所三〇四号法廷で、最終口頭弁論(結審)がひらかれます。
- 原告らは、最終準備書面を提出。この日が、判決前最後の法廷となります。傍聴をお願いします。

泉水国賠つうしん●大法廷報告号
発行人 水田ふう 愛知県犬山市鶴飼町六六六
発行日 二〇一五年七月二二日

第16回口頭弁論 2015.5.25

傍聴記

那須麻千子

五月二五日(月)、泉水博さんとの面会を回復するための国賠訴訟の口頭弁論をはじめて傍聴した。ふうさんからの電話と手紙に促されてではあったけれど、「傍聴人の数が裁判官の心証に影響する」のであるなら、これまで一度も参加していない罪滅ぼしのチャンスとばかり大阪から友人二人と岐阜地方裁判所に出かけた。一番の気がかりは、果たして設定された大法廷は人で埋まるんだろうかということだったけれど、傍聴席をみまわしては「よかった、よかった」と囁きあっている声がきこえたりして、知り合いでなくても参加者には連帯感のようなものが漂っていた気がする。ひとまずこの裁判の注目度が決して低くないことを裁判官に示すことができたのではないかと胸をなで下ろした。遠くからは千葉や東京からも駆けつけた人もいて、こんな人もいるんだと頭が下がる思いがした。

まず戸平さん、つづいて舟橋さんの口頭弁論、そして、その後の説明会で、詳しいことはわざれてしまつたが、この裁判の難しさがどこにあるかということを私なりに理解できた気がする。けれども納得ではなくて、納得できないことばかりだ。刑務所という見えないところで行なわれているあまりに暴力的な理不尽。その中に在る泉水さんにとって支援者との面会がどれほど生きる力になるものか。それを奪ってしまう刑罰とはいったい何なのか。思考回路が理解できない人たちによって牛耳られている底知れない恐ろしさを感じてしまうのだけれど、それがいま自由度が狭くなっていく一般社会の動きと連動しているのだということを、安田弁護士の言葉から知ることができた。

釜ヶ崎在住の社会運動家のカトリック司祭の本田哲郎さんは、「はらわたを突き動かされる思い」が、もっとも人間的な行動の基準だという。平たく言えば、ほっとけない気持ち。それは正義でも理屈でもない。泉水さんと出会い、「はらわたを突き動かされて」裁判に訴え、また弁護を引受けた人たちによる国賠訴訟。わたしはそのことを実感し、そのことに擊たれながら家路についた。